論文式試験問題集[公法系科目第1問]

#### [公法系科目]

#### [第1問](配点:100)

20\*\*年5月,連続して発生した次の2つの事件により,性犯罪者に対する再犯防止に社会の関心が集まることとなった。

- ① 30歳の男性Mが、幼稚園から帰宅途中の女児を誘拐し、自宅でわいせつな行為をした後で 殺害し、死体を山林に遺棄した事件(Mは、6年前にも幼稚園から帰宅途中の女児を誘拐して 自宅でわいせつな行為をしたわいせつ目的誘拐及び強制わいせつ事件により、懲役5年の実刑 判決を受けて服役し、半年前に刑期満了により釈放されていた。)。
- ② 35歳の男性Pが、学校から自転車で帰宅途中の女子高校生を道路脇の森に連れ込み、強姦した後で殺害した事件(Pは、10年前に深夜の公園での成人女性に対する強姦未遂事件により懲役2年の実刑判決を受けて服役したほか、7年前には学校から帰宅途中の女子中学生に対する強姦事件により懲役6年の実刑判決を受けて服役し、1年前に刑期満了により釈放されていた。)。

これら2つの事件に関する報道では、心理学の専門家等が、「一定の類型の性犯罪者は、心理的、 生理的、病理的要因等により同種の性犯罪を繰り返すおそれが大きく、処罰による特別予防効果に 期待することは現実的でない。このような性犯罪者の再犯を防止するためには、出所後の行動監視 が必要である。」旨の所見を述べた。

こうした経緯を受けて、超党派の「性犯罪被害の予防を促進するための議員連盟」が結成され、 性犯罪者の再犯防止に関する具体的方策を講じるために必要な法整備についての検討が進められ、 翌年、議員提出法案として「性犯罪により懲役の確定裁判を受けた者に対する継続監視に関する法 律」(性犯罪者継続監視法)案が国会に提出された。

同法律案では、刑法第176条から第179条まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び 準強姦、集団強姦等、未遂罪)又は第181条(強制わいせつ等致死傷)の罪により懲役の確定裁 判(その刑の執行猶予の言渡しをするものを除く。)を受けた者が、その心理的、生理的、病理的 要因等により再び性犯罪を行うおそれが大きいと認められる場合は、検察官の申立てに基づく裁判 所の決定により、20年以内の期間を定めて、当該確定裁判を受けた者が刑期満了、仮釈放等によ り刑事施設(刑務所)から釈放された日から、その者の継続監視を行うこととされた。

この継続監視とは、監視対象者の体内に埋設された位置情報発信装置(GPS)から送信される位置情報を警察において継続的に取得して監視対象者の現在地を把握することをいい、これを実施するため、警察署には、管轄地域の地図を表示する大型モニターが導入され、同モニターには、監視対象者の現在地が表示されるとともに、同人の前科等の参考情報が表示され、同人が性犯罪やその準備行為を行っている疑いがある場合には警察官が現場に急行できる態勢が整えられることが想定されていた。

さらに、同法律案では、継続監視のみならず、監視対象者が性犯罪を行う危険性があると認めるときは、特定の区域に一定期間立ち入ってはならない旨の警告を行うことができ、警告を受けたにもかかわらず監視対象者が特定の区域に立ち入り、当該区域内において性犯罪を行う危険性が高いと認められるときは、当該区域に立ち入ってはならない旨の禁止命令の措置を採ることもできることとされ、禁止命令違反に対する罰則も規定された。

なお、同法律案の作成過程では、継続監視の方式として、監視対象者に対し、取り外すことができない小型のブレスレット型位置情報発信装置(GPS)の装着を義務付ける案も検討されたが、「外部から認識可能な装置を装着させると監視対象者に対する社会的差別を引き起こしかねない」との懸念が強く示されたため、最終的に、同法律案は、監視対象者に対し、超小型の位置情報発信装置(GPS)を外科手術によって体内に埋設することを義務付ける内容のものとされ、国会に提出された。この点については、かかる外科的手術を受けたとしても、いかなる健康上・生活上の不

利益も生じず、手術痕も外部から認識できない程度に治癒し、継続監視の期間が終了した後に当該 装置を取り外す際も同様であるとの医学的知見が得られている。

国会審議における中心的な論点は、同法律案の憲法適合性であった。参考人として意見を求められた弁護士Tは、同法律案に反対する立場から、「本法律案における継続監視及び警告・禁止命令の仕組みが人権を侵害することは明らかである。また、政府の統計によれば、強姦や強制わいせつの再犯率は他の犯罪類型に比べて特に高いものではなく、これらの犯罪に限って本法律案にあるような継続監視を行うことは正当化されない。」旨の意見を述べた。これに対し、参考人として意見を求められた犯罪心理学の専門家Uは、同法律案に賛成する立場から、「確かに、強姦や強制わいせつの再犯率は、他の犯罪類型に比べて特に高いものではないが、本法律案は、性犯罪を行った者全てを対象とするものではない。心理的、生理的、病理的要因等により特定の性的衝動に対する抑制が適正に機能しにくい者が存在し、そのような者が再び同様の性犯罪に及ぶリスクの高さは、専門家によって判定することができるから、リスクが特に高いと判定された者を継続監視の対象として再犯を防止することには、極めて高い必要性と合理性が認められる。」旨の意見を述べた。そして、同法律案は、審議の結果、衆議院及び参議院で可決されて成立した【参考資料】。

性犯罪者継続監視法が施行された後、25歳の男性Aは、公園で遊んでいた女児Bに声を掛けて 自宅に誘い入れ、服を脱がせてわいせつな行為をし、後日、これが発覚して警察に逮捕された。な お、Aは、3年前にも公園のトイレ内で女児に対して行った強制わいせつ事件により懲役2年の実 刑判決を受けて服役し、1年前に刑期満了により釈放されていた。

Aに対する起訴を受けて審理が行われた結果,第一審の地方裁判所は,わいせつ目的誘拐罪及び強制わいせつ罪により,Aに懲役6年の判決を言い渡し,これが確定した。その後,検察官は,心理的,生理的,病理的要因等によりAが再び性犯罪を行うおそれが大きいと認め,性犯罪者継続監視法に基づき,地方裁判所に対し,Aに対して継続監視を行う旨の決定をすることを申し立てた。

### 〔設問1〕

あなたが弁護士としてAの付添人に選任されたとして、性犯罪者継続監視法が違憲であることを訴えるためにどのような主張を行うかを述べなさい。その際、参考人Uの意見(心理的、生理的、病理的要因等により特定の性的衝動に対する抑制が適正に機能しにくい者が存在し、そのような者が再び同様の性犯罪に及ぶリスクの高さは、専門家によって判定することができるとするもの)には、科学的見地から根拠があると仮定して論じなさい。

なお、同法が憲法第31条及び第39条に違反するとの主張については、他の付添人が起案を 担当しているため、論じる必要はない。

### [設問2]

[設問1]で述べられたAの付添人の主張に対する検察官の反論を想定しつつ、憲法上の問題点について、あなた自身の見解を述べなさい。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、刑法(明治40年法律第45号)第176条から第179条まで又は第18 1条の罪(以下「性犯罪」という。)により懲役の確定裁判(その刑の執行猶予の言渡しをする ものを除く。以下同じ。)を受けた者であって、再び性犯罪を行うおそれが大きいと認められる ものに対し、継続監視を行うことにより、性犯罪の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促 進するとともに、地域社会の安全の確保を推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「継続監視」とは、監視対象者の体内に埋設した位置情報発信装置から 送信される位置情報を電子計算機を使用して継続的に取得し、これを電子地図(電磁的方式によ り記録された地図をいう。)の上に表示させて監視対象者の現在地を把握することをいう。
- 2 この法律において「監視対象者」とは、第14条の決定を受けた者をいう。

(一般的危険区域の指定)

- 第3条 都道府県知事は、当該都道府県内の次に掲げる区域のうち、性犯罪が発生する危険性が一般的に高いと認める区域を一般的危険区域として指定しなければならない。
  - 一 幼児を保育する施設又は学校及びそれらの周辺道路
  - 二 公園又は山林及びそれらの周辺道路 第2章 審判

(検察官による申立て)

- 第10条 検察官は、性犯罪により懲役の確定裁判を受けた者(刑事施設に収容されているものに限る。)について、その心理的、生理的、病理的要因等により再び性犯罪を行うおそれが大きいと認めるときは、地方裁判所に対し、第14条の決定をすることを申し立てなければならない。
- 2 検察官は、前項の申立てをした場合は、必要な資料を提出しなければならない。 (調査)
- 第11条 前条第1項の申立てを受けた裁判所は,必要な調査をすることができる。
- 2 前項の調査のため必要があると認めるときは、犯罪学、心理学、精神保健学、精神医学等について学識経験のある者に被申立人の鑑定を命じ、証人尋問、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署その他の公私の団体に対し資料の提出その他の協力を求めることができる。 (必要的付添人)
- 第12条 被申立人は、弁護士を付添人に選任することができる。
- 2 被申立人が付添人を選任しないときは、裁判所は、職権で、弁護士である付添人を付さなければならない。

(審判期日)

- 第13条 裁判所は、審判期日を開き、被申立人及び付添人から意見を聴かなければならない。 (継続監視の決定)
- 第14条 裁判所は、第10条第1項の申立てがあった場合において、第11条第1項の調査を基礎とし、被申立人がその心理的、生理的、病理的要因等により再び性犯罪を行うおそれが大きいと認めるときは、20年以内の期間を定めて、被申立人が刑事施設から釈放される日から被申立人に対する継続監視を行う旨の決定をしなければならない。

(抗告)

第15条 被申立人及び付添人は、前条の決定に対し、1週間以内に抗告をすることができる。 第3章 継続監視の措置 (埋設)

- 第21条 監視対象者は、継続監視が開始される日の10日前までに、医師による位置情報発信装置を体内に埋設する手術を受けなければならない。
- 2 監視対象者は、継続監視の期間が終了するまでの間、体内に埋設された位置情報発信装置を除去し、又は破壊してはならない。

(継続監視)

第22条 継続監視は、監視対象者が釈放された後、国家公安委員会規則に基づき、警視総監若し くは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)がこれを行う。

(警告)

- 第23条 警察本部長等は、監視対象者が一般的危険区域に立ち入った際の行動その他の事情により、当該監視対象者が性犯罪を行う危険性があると認めるときは、一般的危険区域のうち特定の 区域を特定危険区域として指定し、当該監視対象者に対し、1年以下の期間を定めて、当該特定 危険区域に立ち入ってはならない旨を警告することができる。
- 2 警察本部長等は、前項の規定による警告をしたときは、速やかに、警告の内容及び日時その他 国家公安委員会規則で定める事項を都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に報告 しなければならない。

(禁止命令)

- 第24条 公安委員会は、監視対象者が、前条第1項の規定による警告を受けたにもかかわらず、 なお当該特定危険区域に立ち入った場合において、当該特定危険区域内において性犯罪を行う危 険性が高いと認めるときは、監視対象者に対し、1年以下の期間を定めて、当該特定危険区域に 立ち入ってはならないことを命ずることができる。
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令(以下「禁止命令」という。)を発するときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第4章 罰則

(罰則)

- 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - 一 第21条第1項の規定に違反して、位置情報発信装置を体内に埋設する手術を受けなかった 者
  - 二 第21条第2項の規定に違反して、位置情報発信装置を除去し、又は破壊した者
  - 三 禁止命令に違反して、特定危険区域に立ち入った者

担当:弁護士 伊奈達也

# 第1 設問1

1 私は、Aの付添人として、性犯罪者継続監視法(以下「法」という。)が違憲であることを訴えるために、以下の主張を行う。 すなわち、法は、Aの国家により位置情報を収集されない権利 としてのプライバシー権(以下「本件権利」という。)及び移動 の自由を不当に制約するため、憲法13条後段及び22条1項に 反し、違憲である。

# 2 本件権利について

- (1)ア 憲法13条後段は、社会の変化により保護の必要性が生じ た新たな権利のうち、人格的生存に不可欠な権利を包括的に 保障する。この点、判例は、国民には「みだりにその容ぼう・ 姿態を撮影されない自由」があり、警察官が正当な理由もな く個人の容ぼう等を撮影することは憲法13条の趣旨に反 し許されない旨判示している。これは、国家によりみだりに 国民の「容ぼう等」という情報を収集されない権利としての プライバシー権(以下「本件プライバシー権」という。)が憲 法13条後段により保障されることを認めたものといえる。 国家により国民の情報が大量に収集・管理されている現代 では、その情報が国家により不当な目的で使用されたり、漏 えいされたりする危険がある。その結果、国家による情報収 集をおそれて、国民の自由な意思決定や行動が不当に制限さ れ、人格的生存が著しく困難になる可能性がある。そこで、 本件プライバシー権も、人格的生存に不可欠な権利の一つと して憲法13条後段により保障されると考えるべきである。
  - イ 体内に埋設された GPS により監視対象者の位置情報が継続的に取得されるとすれば、監視対象者は、自己の位置情報が警察に把握されることをおそれて、自由な意思に基づいて行動することができなくなる。

したがって、Aの本件権利は、本件プライバシー権として、 憲法13条後段により保障される。

(2) 法は、監視対象者に GPS を体内に埋設することを義務付け (法21条1条)、その除去・破壊を禁止する(同条2項)だけ でなく、違反者には刑罰を科すことにしている(法31条1、

2号)。

これは、刑罰により強制的に警察が監視対象者の位置情報を 収集することを認めるものであるから、本件権利に対する強力 な制約といえる。

本件権利のような人格的生存に不可欠な権利に対する強力な制約は、目的が真にやむを得ないものであり、手段が目的達成のために必要最小限度といえなければ(以下「厳格基準」という。)正当化できないと解すべきである。

(3)ア 法の目的は、性犯罪者による性犯罪の再発を防止して、被害者の性的自由及び身体・生命の安全を保護することにある。確かに、今後も①、②のような凄惨な事件が起こりうることからすれば、このような法の目的自体は正当といえる。

もっとも、政府の統計によれば、強姦や強制わいせつの再 犯率は他の犯罪類型に比べて特に高いものではない。①、② の事件は、たまたまそのような凄惨な事件が連続して起きて しまったというだけで、今後も同様の事件が頻繁に起きると いうわけではない。そうだとすれば、性犯罪者が再び性犯罪 を犯すことが確実視されるという状況にないのであるから、 現段階で法を制定してまで被害者の性的自由及び身体・生命 の安全を保護する切迫した必要性がない。

したがって、目的を支える立法事実が存在せず、目的は真 にやむを得ないものとはいえない。

イ 仮に目的がやむを得ないとしても、その目的は、監視対象者に複数の保護司を付けて24時間体制で監視対象者の行動を監視させたり、専門機関が実施する再犯防止プログラムの受講を義務付けるという、より制限的でない方法によっても同程度に達成できる。

したがって、手段が目的達成のために必要最小限とはいえない。

- (4) 以上により、法による A の本件自由に対する制約は正当化されず、憲法 1 3 条後段に反し違憲である。
- 3 移動の自由について
- (1) 憲法22条1項は、自らの意思に基づいて行きたい場所に行

ける自由を保障している。

人は、移動によって様々な文化や自然、知見等に触れることで自己を確立していく存在であるから、移動の自由は極めて重要な基本的人権の一つである。

(2) 法は、警告(法23条)や禁止命令(同24条)により監視 対象者が特定危険区域に入ることを制限するのみならず、違反 者には刑罰を科すこととしている(法31条3号)。

これは、最終的に刑罰をもってその立入りを禁止するものであるから、Aの移動の自由に対する強力な制約といえる。

移動の自由のような重要な自由権に対する強力な制約は、前述の厳格基準をクリアしなければ正当化できないと解すべきである。

- (3)ア 目的が真にやむを得ないものとはいえないことは、前述の本件権利の場合と同様である。
  - イ 仮に目的が真にやむを得ないとしても、統計上性犯罪が起こりやすいと判断される夕方から夜間といった時間帯にのみ 監視対象者の特定禁止区域の立入りを禁止すれば、目的は十 分に達成できるといえる。その立入りを24時間禁止する必 要はない。

したがって、手段が目的達成のために必要最小限度といえない。

(4) 以上により、法による A の移動の自由に対する制約は正当 化されず、憲法 2 2 条 1 項に反し違憲である。

# 第2 設問2について

- 1 本件権利について
  - (1)ア 被告は、本件権利は判例上認められていないし、内容が抽象的で保障範囲も不明確であるため、憲法13条後段により保障されないと反論することが想定される。
    - イ もっとも、現代では、個人情報の保護に関する各種法律・ 条例が制定され、国や地方公共団体だけでなく私企業におい ても個人情報の目的外使用が禁止されていることからする と、個人情報の重要性が広く国民に認識されているといえる。 そうだとすれば、本件権利は、その内容が各種法律・条例

によって具体化され、その保障範囲も通常の一般人にとって判別可能な程度に明確となっているといえる。

したがって、本件権利は、憲法13条後段により保障されている。

- (2)ア 被告は、仮に本件権利が憲法13条後段によって保障されるとしても、継続監視により収集されるのは、位置情報という住所よりも秘匿性の低い情報であるから、その保障の程度は低いと反論することが想定される。
  - イ しかし、単なる位置情報でも、それらを集積し、分析する ことによって個人の人格の中核部分を明らかにすることも 可能である。

したがって、位置情報といえど、一概に秘匿性の低い情報 とはいえず、その保障の程度も低いとはいえない。

- (3)ア 被告は、特定の性的衝動に対する抑制が適正に機能しにくい者が存在し、そのような者によって今後も①、②のような事件が起こり得ること、性犯罪は被害者に対して一生消えないトラウマを残すことからすると、現段階においてすでに被害者の性的自由及び身体・生命の安全を保護する切迫した必要性が認められると反論することが予想される。
  - イ 確かに、再犯率の観点からすれば、他の犯罪類型と異なって特別に性犯罪者だけを特別に規制する必要性はない。

しかし、自分に被害が生じる薬物犯や、被害が金銭で回復できる財産犯などと異なって、性犯罪は、被害者に一生消えないトラウマを残し、結婚や交際はおろか通常の社会生活さえまともにできない状況に追い込む犯罪類型であり、その被害から立ち直ることは極めて困難である。そうだとすれば、保護法益及び被害回復可能性の観点からすれば、現段階において性犯罪者だけを特別に規制する切迫した必要性が認められるといえる。

したがって、法の目的は真にやむを得ないといえる。

(4)ア 被告は、原告が主張する手段では、保護司や専門機関による警察へ通報を待たなければならず、警察が常に監視対象者の位置情報を把握して何かあれば緊急に対応できる継続監

視と同程度に目的を達成することはできないと反論することが想定される。

イ 確かに、保護司による監督や専門機関によるカウンセリング等では、性犯罪が発生しそうな場合に直接的かつ迅速に対応することができない。したがって、継続監視という手段は、目的達成のために必要性が認められる。

もっとも、法は、「再び性犯罪を行うおそれが大きいと認めるとき」という要件になっており、そのおそれが差し迫ったものであることを要求していない。法による監視対象者に対する制約が極めて強いことからすると、法によって継続監視できる場合は厳格に限定されなければならないというべきである。

また、法は、最大で20年もの長期間にわたって継続監視を可能としており(法14条)、期間が不当に長すぎるといえる。しかも、「再び性犯罪を行うおそれが大きい」と認められなくなった場合に、継続監視を取り消す旨も規定されていない。

したがって、継続監視という手段は、目的達成のために必要最小限とはいえない。

# 2 移動の自由について

- (1) 被告は、監視対象者の中には、夕方から夜間以外の時間帯で 性犯罪を犯す者もいるから、24時間継続して特定禁止区域へ の立入りを規制する必要があるといえると反論することが想 定される。
- (2) 確かに、監視対象者の中には、暗くなってから性犯罪を犯すという合理的な考え方で行動する者ばかりではないことを考慮すると、24時間継続して規制することもやむを得ない。

したがって、手段は目的達成のために必要最小限といえる。

# 3 結論

以上により、法の移動の自由に対する制約は正当化されるが、 本件権利に対する制約は正当化されないため、法は、憲法13条 後段に反し、違憲である。

以上

# 憲法答案の書き方~基本編~

### 第1 憲法答案の難しさ

憲法答案は多くの受験生が苦手としている。その理由としては,以下の3つが挙げられる。

#### ◆苦手な理由

- ① 憲法上の権利の思考方法を理解・整理できていない。
- ② 審査基準の内容・考慮要素を正確に理解していない。
- ③ 判例に基づいた主張の重要性を理解していない。

#### 第2 憲法上の権利の思考方法

1 6つの類型

憲法上の権利や制度保障には、様々なものがあり、それぞれについて特徴的な思考方法がある。特に司法試験で出題されやすいものの思考方法を整理すると、以下の6つに分類できる。

# ◆憲法上の権利の思考方法

- (1) 消極的自由権 (=防御権) の思考方法
  - ア 精神的自由権
  - イ 経済的自由権
  - ウその他
- (2) 包括的基本権の思考方法
- (3) 平等権の思考方法
- (4) 法律による具体化が必要な権利の思考方法
- (5) 法律による制度形成が必要な権利の思考方法
- (6) 制度保障の思考方法

### 2 各類型の説明

(1) 消極的自由権

憲法上の権利は、**自由に行使できるのが原則であり、制限は例外的にのみ許される**(=正当化できる)。このような「原則としての自由」と「例外としての制限」という原則例外関係が観念できる権利を消極的自由権という。例えば、表現の自由や職業選択の自由がこれに当たる。

消極的自由権の場合は、「ある国民の自由に対する国家による制限が正当化されるか」が問題となる。その場合には、三段階審査を用いて検討する。三段階審査とは、①保護範囲(ある国民の自由が憲法上保障されるか)、②制限(国家の法令ないし行為が国民の自由を制限しているか)、③正当化(制限は正当化しうるか)のという順で審査するものである。

# (2) 包括的基本権

包括的基本権の場合、その性質が自由権的か請求権的かによって、思考方法が変化する。

自由権的なもの(ex 私生活をみだりに公開されない権利という意味でのプライバシー権)である場合には、消極的自由権と同様に三段階審査で審査すればよい。ただし、その権利の内容が不明確であるため、①保護範囲の論証を厚くする必要がある。

請求権的なもの(ex 自己情報コントロール権という意味でのプライバシー権)である場合には、 後述の法律による具体化が必要な権利と同様に考えることになると思われる。

#### (3) 平等権

平等権は,①**別異取扱いがあるか**,②**別異取扱いは正当化されるか**という二段階で審査する。正 当化は消極的自由権と同様に考えればよい。

#### (4) 法律による具体化が必要な権利

憲法上はその内容が不明確であり、法律による具体化が必要な権利をいう。例えば、生存権などがこれに当たる。

この権利の場合,消極的自由権とは異なり,法律が憲法上の権利を制限するという関係にない。 **法律が憲法上の権利の内容を具体化する**という関係にある。例えば,生存権は,生活保護法によって具体化される。生活保護法が生存権を制約することは基本的には想定できない。比喩的にいえば,消極的自由権の場合には権利と法律が「敵対関係」にあるのに対し,法律による具体化が必要な権利の場合には権利と法律が「友好関係」にある。

このように、法律による具体化が必要な権利の場合、消極的自由権の場合と異なり、「原則としての自由」と「例外としての制限」という原則例外関係が観念できない。そのため、法律による具体化が必要な権利の場合、三段階審査を用いて合憲性を審査することはできない。

また、法律による具体化が必要な権利の場合、国会には広範な立法裁量が認められるため、法令 違憲を論じることはほとんどない(理論的には、国会の立法裁量に逸脱濫用がある場合には法令違 憲となる場合があり得る。立法裁量統制型審査と呼ばれる。)。それよりも、具体化する法律を憲法 に適合するように解釈・適用しているか(憲法適合的解釈=合憲限定解釈)という点について、適 用違憲の枠組みで論じることが多いと思われる。

### (5) 法律による制度形成が必要な権利

憲法上ではその内容が不明確とまではいえないが、その行使のために法律による制度形成が必要な権利をいう。例えば、選挙権などがこれに当たる。

この権利の場合,憲法上権利の内容がある程度具体的であるため,法律による具体化が必要な権利と異なり,法律による権利内容の具体化までは必要がない。ただし,**憲法上権利の行使方法が定められていないため、権利の行使方法等(=制度)を法律で定める必要がある**。

### 2023年度 明大法曹会 過去問ゼミ

例えば、選挙権の場合、国民・住民の代表者を決める権利ということで、権利の内容自体は憲法 上でも具体的に定まっている。しかし、選挙権を行使する方法は憲法上定められていない。そのま まだと選挙権が行使できないので、選挙権を行使する方法等(=選挙制度)を法律で定める必要が ある。そのような法律として制定されたのが、公職選挙法である。

法律による制度形成が必要な権利の場合,①法律が権利を制限している場合と,②法律が権利 行使のための制度を形成する場合がある。例えば、特定の人物の選挙権の行使を禁止する公職選 挙法 11 条の公民権停止規定は、当該人物の選挙権を制限するものといえる。一方、投票の方法を 定める公職選挙法の規定は、その方法では選挙権の行使が事実上できない人物が生じてしまうと しても、当該人物の選挙権を制限するものとはいえず、単に投票制度を定めたに過ぎない(ex2003 年に期日前投票の制度ができるまでは、選挙期日当日に投票に行けない人物は選挙権が事実上行 使できなかった。)。

①の場合は、消極的自由権の場合と同様の思考方法で合憲性を判断することになる。一方、②の場合には、法律による具体化が必要な権利と同様の思考方法で合憲性を判断することになる。

#### (6) 制度保障

制度保障には,政教分離のほかに,大学の自治や私有財産制などがある。さしあたり,政教分離の思考方法を理解しておくことが大切である。

# 第3 審査基準の内容・考慮要素

#### 1 はじめに

憲法の答案を書くには、審査基準の内容と考慮要素を正確に理解することが必要不可欠である。そうでなければ、的確にポイントを捉えた審査ができないからである。

前述のとおり、問題となる憲法上の権利や制度によって思考方法が異なっていた。この思考方法の違いは、審査基準の内容・考慮要素にも影響する。問題となる憲法上の権利や制度に応じて、それぞれ特有の審査基準があり、考慮要素も異なってくるので、整理して理解することが必要である。

以下では、基本となる消極的自由権の審査手法である三段階審査を説明しつつ、その正当化の論証で用いられる審査基準の内容・考慮要素を説明する。三段階審査とは、前述のとおり、①**保護範囲**、

②制限, ③正当化の順で法令ないし行為の合憲性を審査する手法である。

# ◆三段階審査

- 保護範囲
- ② 制限
- ③ 正当化一形式的正当化
  - 実質的正当化

### 2 保護範囲

ある国民の自由が憲法上保障されるか否かを問題とする。保障されるなら②制限の審査へと進み、 保障されないならそれ以上合憲性を検討する必要がなくなる。

もっとも、「保障されない」という結論になることは少ない。それよりも、「保障される」ことを前提に、「どの程度保障されるのか」という保障の程度が問題となることが多い。保障の程度により審査基準の厳格度が変化するからである。その自由の核心的なものとして保障されるのか、周辺的なものとして保障されるにすぎないのか、検討することが必要になる。判例では、保障の程度が低いときには、「保障される」という表現ではなく「尊重に値する」といった表現を使用している。

#### 3 制限

国家の法令ないし行為が国民の自由を制限しているか否かを問題とする。制限しているなら③正 当化の審査へと進み、制限していないならそれ以上合憲性を検討する必要がなくなる。

もっとも、「制限がない」という結論になることは少ない、それよりも、「**直接的な」制限なのか** 「**間接的な」制限にすぎないのか**という**制限の程度**が問題となることが多い。制限の程度により審 査基準の厳格度が変化するからである。

### 4 正当化

#### (1) 形式的正当化

### ア 法律の根拠の有無

憲法上の権利に対する制限は、法律の根拠がなければならない。法律の根拠に基づかない制限は、直ちに違憲である。

### イ 委任立法

憲法上の権利を制限する命令が法律による委任の範囲を逸脱していないか,委任を行う法律 自体に欠陥(ex 白紙委任)がないかなどを審査する。そのような命令による権利制限は,法律 に根拠がない権利制限となり,アと同様に違憲となる。

### ウ 条例による制限

国の法令の範囲内かどうか等が審査される。

#### エ 規範の明確性

憲法上の権利を制限する規範は明確でなければならない。表現の自由を規制する法律や刑罰を定める法律の場合に問題となる。

### (2) 実質的正当化

#### ア 絶対的禁止か相対的禁止か

どのような理由があっても国家による制限が禁止されるか、正当な理由があれば制限が許されるのかの違いがある。

**絶対的禁止**の場合には、**制限があれば直ちに違憲となる**。相対的禁止の場合には、その制限 が正当化されるか否かを審査基準を使って判断することになる。

例えば、表現の自由に対する制限が検閲の場合、検閲は絶対的に禁止されるから直ちに違憲となる。一方、その制限が検閲以外の方法である場合、その制限を正当化する合理的な理由があるかどうか、審査基準に基づき判断することになる。

# イ 審査基準

審査基準は、**⑦いかなる点について**審査するのか、**②どれだけ厳格に**審査するのかという 2 つの観点から理解する必要がある。

⑦は、法令違憲と適用違憲に分けて理解しなければならない。 ②は、まず、**重要な憲法上の権 利に対する強力な制限であれば厳格に審査する必要がある**という定式を理解する必要がある。

⑦ いかなる点について審査するか

# ◆いかなる点について審査するか

- 1 法令違憲の場合
  - (1) 目的審査
  - (2) 手段審査
    - ア 適合性
    - イ 必要性
    - ウ 狭義の比例性
      - I 法令違憲の場合

目的と手段の2つの観点から審査する。

i 目的審査

◆アメリカ型	◆ドイツ型
1 審査の厳格度 (密度)	1 審査の厳格度 (密度)
変化させる。	変化させない。
→【厳 格】真にやむを得ないものか。	→正当かどうかのみ。
【中間】重要か。	
【緩やか】正当か。	

2 達成しようとする目的

何らかの法益を保護すること。

- →①他者の憲法上の権利に基礎を持つ法益(ex 生命,身体又は財産の安全)
  - ②その他憲法条項に基礎を持つ法益(ex 公正な裁判や選挙の実現)
  - ③立法者が定立した法律レベルの法益(ex 町の美観)

- 3 目的の性質
  - いかなる憲法上の権利に対するいかなる態様の制限が問題となっているのかに応じて,以下の<br/>
    ①、②が異なる。
  - →①正当化のために要求される法益の重要性
    - ②①が害される危険発生の蓋然性
- 4 目的審査をクリアしない場合 以下の3つの場合がある。
  - →①目的が不当・恣意的である。
    - ②目的を支える立法事実が存在しない。
    - ③規制により得られる法益と失われる利益 が均衡していない。
- 4 目的審査をクリアしない場合 以下の1つの場合しかない。
  - →①目的が不当・恣意的である。
- ※左の②、③は、手段審査の狭義の比例性に おいて検討する。
- A 憲法上の権利を規制する目的が審査される。審査基準の厳格度により、**目的が真にやむを得ないものか(厳格)**, **重要なものか(中間)**, **正当なものか(緩やか)** というように3つに分かれる(ただし、これはアメリカ型の場合である。ドイツ型は後述。)
- B 目的審査では、まず、その規制によってどのような目的を達成しようとしているか 検討する必要がある。多くの場合、達成しようとしている目的は、何らかの法益を保護 することである。そして、その法益は、①他者の憲法上の権利に基礎を持つ法益(ex 生 命、身体又は財産の安全)、②その他憲法条項に基礎を持つ法益(ex 公正な裁判や選挙 の実現)、③立法者が定立した法律レベルの法益(ex 町の美観)の3つに区別すること ができる。

法令による規制の場合,第1条に目的規定があるため,多くの受験生がその目的規定に書かれている事項を目的として記載することが多い。しかし,**第1条に書かれている目的は,その法令全体の目的であり,個々の規定の目的ではない**。憲法上の権利を制限する国家行為の根拠条文が個々の規定にあるならば,その規定の目的を個別に検討した上で記載すべきである。そちらの方が、より直接的な目的といえるからである。

例えば、逮捕(刑訴法 199 条以下)の目的は何かと聞かれたとき、刑訴法第 1 条の目的を答える人はいないだろう。逮捕の目的は、罪証隠滅と逃亡の防止である。

C 次に、審査基準の厳格度に応じて、その目的(保護しようとしている法益)の性質 (真にやむを得ないものか、重要なものか、正当なものか)を検討する必要がある。い かなる憲法上の権利に対するいかなる態様の制限が問題となっているのかに応じて、 その正当化のために要求される法益の重要性とこれが害される危険発生の蓋然性も異 なる。 例えば、表現の自由に対する強力な制限が問題となっている場合には、その制限が正当化されるための法益は、原則として、表現の自由よりも重要なもの、少なくともそれに匹敵するほど重要なもの(ex 生命・身体の利益やプライバシー権など)であることが要求されるだろう。また、その法益が害される危険発生の蓋然性は、単なる可能性やおそれでは足りず、発生することが確実であり、しかもその発生が明らかに差し迫ったもの(明白かつ現在の危険)であることが要求されるだろう。

- D 目的審査において、どのような事情があれば目的審査をクリアしない(目的が真に やむを得ないものとはいえない、重要とはいえない、正当とはいえない)といえるのか、 合格者の再現答案を検討するなどして、その類型を整理しておくべきである。その類型 としては、①目的が不当・恣意的である、②目的を支える立法事実が存在しない、③規 制により得られる法益と失われる利益が均衡していない、などが考えられる。
  - a ①目的が不当・恣意的である場合とは、戦前の治安維持法のような、国民の憲法上 の権利を不当に侵害したり、国家による恣意的な人権侵害を可能としたりすること を目的とする場合を意味する。また、憲法に適合しない目的もこれに当たる。

実際の例として、尊属殺重罰規定違憲判決が挙げられる。平等権の事例であるが、 6人の裁判官は、その意見で目的が違憲であると述べた。そのうちの1人である田中 二郎裁判官は、刑法200条が「一種の身分制道徳の見地」、「旧家族制度的倫理観」に 立脚するものであり、「個人の尊厳と人格価値の平等を基本的な立脚点とする民主主 義の理念と抵触するとの疑いが極めて濃厚だ」とした。田中二郎裁判官と同様に考え るならば、刑法200条の目的は憲法に適合せず不当だということになろう。

b ②目的を支える立法事実が存在しない場合とは、ある法令が保護しようとする法益が害される危険発生の蓋然性がない、もしくは、単なる可能性やおそれしかないため、憲法上の権利を制約してまでその法益を保護する必要性や緊急性がない場合を意味する。一般的に、法律により憲法上の権利を制約して特定の法益を保護しようとする場合には、その法益が現に侵害されていたり、侵害されることが確実視されたりする状況が必要である。そのような状況がない、もしくは、単なる観念上の想定にすぎないにもかかわらず憲法上の権利を制約することは、保護する必要性や緊急性がない法益保護のために憲法上の権利を制約するものとして許されない。そのような状況=事実のことを立法事実という。

正確には、立法事実とは**法令の合憲性を支える社会的・経済的事実**をいう。薬事法 判決を例にとると、薬事法による薬局の開設の距離制限規定については、国側から次 のような立法事実が主張された。すなわち、制限しなければ過当競争が生じ、その結 果一部薬局の経営不安定をきたし、不良医薬品の供給につながるというものである。 立法事実については、その**確証度**は多様である。**確実な社会科学データによって 根拠づけられた**ものから、**単なる推測にすぎない**ものまで、様々なレベルのものが ある。法令の根拠となる立法事実について、どれほど確証されたものであることを求 めるかは、審査基準の厳格度に関係する。審査基準が厳格であれば、立法事実は確実 なものであることが要求される。審査基準が緩やかであれば、立法事実は相応の根拠 に基づいて推測されるものでよいということになる。

c ③規制により得られる法益と失われる利益が均衡していないとは、**軽微な法益を保護するために重要な憲法上の権利を制限している**場合を意味する。そのような場合、規制により得られる法益に比べて失われる利益を方が大きいため、軽微な法益を保護するという目的が正当化されないのである。

ただし、③は往々にして主観論になりやすく、ともすれば水掛け論にもなりかねない。憲法上の権利に比べて保護しようとしている法益が明らかに軽微だと明確な根拠をもって主張できる場合にのみ、③を指摘すべきである。

- E ここで、アメリカ型の審査基準と、ドイツ型の審査基準について言及しておきたい。
  - a アメリカ型の場合は、審査基準の厳格度に応じて目的審査の厳格度も変化させる。 前述のように、真にやむを得ないものか、重要か、正当かといった具合に、厳格度を 変化させるのである。
    - 一方,ドイツ型の場合は,審査基準の厳格度に応じて目的審査の厳格度を変化させることはしない。目的審査では,目的が正当かどうかだけを問う。そのため,ドイツ型の場合は,目的審査は①目的が不当・恣意的である場合を排除する役割しかない。その代わり,後述のとおり,手段審査において,適合性と必要性のほかに,狭義の比例性(手段は目的と適切な比例関係になければならない,軽微な目的達成のために重要な利益を侵害する手段を用いてはならない。)も審査する。ここで,②手段を支える立法事実が存在するか,③規制により得られる法益と失われる利益が均衡しているか,を問うことになる。
  - b 両者の違いは、②立法事実の支えが存在するか、③規制により得られる利益と失 われる利益が均衡しているかという2つの考慮要素を、目的と手段のどちらの観点 から審査するかという点にある。アメリカ型のように目的審査において目的を厳格 に審査するならば、手段審査においてさらにドイツ型のように狭義の比例性を検討 する必要はないということになろう。検討する中身は共通しているため、後は目的と 手段のどちらの観点から審査するかという形式的な違いがあるだけにすぎない。

c ただし、この違いは、説明の仕方の違いを生じさせる。

前述のとおり、②立法事実の支えが存在するかという点は、法益が侵害される危 険発生の蓋然性の有無・程度を問うものであった。目的の観点からすると、法益が侵 害される危険発生の蓋然性がない場合には、当該法益を保護するという目的には必 要性や緊急性が認められず、目的を支える立法事実がないという説明になる。一方、 手段の観点からすると、法益が侵害される危険発生の蓋然性がない場合には、当該法 益を保護するために憲法上の権利を強力に制限する手段を用いることは許されず、 手段を支える立法事実がないという説明になる。

また、③規制により得られる利益と失われる利益が均衡しているかという点は、 保護の対象となる法益と制限の対象となる憲法上の権利の優劣を比較するものであった。目的の観点からすると、保護の対象となる法益が制限の対象となる憲法上の権利と比較して著しく軽微なものである場合には、規制により得られる法益と失われる利益が均衡していないため、当該法益を保護するという目的に正当性がないという説明になる。一方、手段の観点からすると、保護の対象となる法益が制限の対象となる憲法上の権利と比較して著しく軽微なものである場合には、規制により得られる法益と失われる利益が均衡していないため、当該法益を保護するために憲法上重要な権利を強力に制限する手段を用いることは許されないという説明になる。

#### ◆私の経験談

立法事実の支えの有無につき目的と手段の双方から審査したが、評価はAだった。適切な説明があれば、目的と手段の一方で説明しようがその双方で説明しようがどちらでも構わないのかもしれない。

ドイツには、「AであればあるほどBでなければならない。」という公式がある。これは、「憲法上の権利に対する制限が重大であればあるほど、その制限を正当化する公益に対する危険が差し迫ってなければならない。」、「憲法上の権利に対する制限が重大であればあるほど、その制限を正当化する公益は重要でなければならない。」というものである。前者は②立法事実の支えが存在するか、後者は③規制により得られる利益と失われる利益が均衡しているかに対応するものである。

### ii 手段審査

◆アメリカ型	◆ドイツ型
審査のポイントは、以下の2つ。	審査のポイントは、以下の3つ。
→①適合性	→①適合性
②必要性	②必要性
※右の③で検討することは目的審査で検討済み。	③狭義の比例性

規制目的をクリアした後は、次に目的と手段の関係が審査される。ここで用いられるのが比例原則である。比例原則は、①手段の適合性、②手段の必要性、③狭義の比例性(利益の均衡)という3つの審査を内容とする。

#### A 各審査項目の内容

#### a 適合性

①手段の適合性とは、その手段が規制目的の実現を促進するかを審査するものである。その手段が目的の実現を促進しない場合や、むしろその実現を阻害するような場合には、適合性が否定される。逆に言えば、その手段が少しでも規制目的の実現を促進するならば、適合性は肯定される。

合理性の基準は、この適合性のみを審査するものである。それゆえに、合理性の基準は緩やかな基準であるといわれる。

#### b 必要性

②手段の必要性とは、規制目的の実現に対して等しく効果的であるが、憲法上の 権利に対する制限の程度が低い他の手段が存在するかを審査するものである。すな わち、より制限的でない他の選びうる手段の有無が審査されることになる。

ここで重要なのは, **他の手段が等しく効果的でなければならない**ということである。規制目的実現のために明らかに効果が低い,もしくは,効果がない手段は,代替手段の候補とならない。

厳格基準や中間基準(厳格な合理性の基準やLRAの基準)では、この必要性について重点的に審査する必要がある。

# c 狭義の比例性(利益の均衡)

③狭義の比例性とは、前述のとおり、**手段を支える立法事実が存在するか、規制により得られる法益と失われる利益が均衡しているか**を審査するものである。

③狭義の比例性について特化した基準として最高裁判例も採用しているのは,明 **らかな差し迫った危険の基準**である。規制により得られる利益と失われる利益の均 衡を厳格に審査すれば,(極めて)重要な憲法上の権利に対する強力な制限を正当化 するには,この制限により保護される法益が重要でなければならないことに加えて, 法益に対する明らかな差し迫った危険が存在しなければならない。仮に保護される 法益が(極めて)重要であっても,危険発生の蓋然性が低いのであれば,重要な憲法 上の権利に対する強力な制限と釣り合いが取れないからである。

# B 薬の例え

これを薬に例えると、次のように説明できる。風邪を治すという目的(この目的自体

は正当である。)で,薬を飲むとする。飲む薬の候補として,A,B,C,Dの4種の薬がある。Aは効き目が0で副作用が5,Bは効き目が5で副作用が4,Cは効き目が5で副作用が2,Dは効き目が7だが副作用が10である(効き目=目的達成にどれだけ効果的か,副作用=憲法上の権利をどれだけ制限するか)。どの薬を飲むか。

副作用のみで風邪を治す効果のない薬は、目的達成に不適合な手段であるため、その副作用を正当化し得ない。したがって、Aは①**適合性**がなく排除される。

次に、同程度に風邪を治す効果を有する薬が複数存在する場合には、副作用の少ない薬が選択されなければならない。この点、BとCは等しく風邪を治す効果を有しているが、Cの方がより副作用が少ない。したがって、Bは②**必要性**がなく排除される。

最後に、軽微な風邪という病気を治すために重大な副作用のある劇薬を用いてはならない。この点、Dは、他のどの薬よりも風邪を治す効果を有しているが、副作用が極めて強い。これでは、風邪を治すどころか逆に死亡してしまうかもしれない。したがって、Dは③狭義の比例性の観点から排除される。なお、風邪になっていない、もしくは、風邪になる可能性も少ない場合には、風邪を治すために副作用のある薬を飲むことは許されないということになろう。

#### C 審査基準の厳格度(審査密度)や事案に応じた審査

あらゆる場合において以上の3つの項目を等しく審査するのではなく、審査基準の 厳格度や事案に応じて重点を置いて審査すべき項目の違いが生じる。大切なのは、メリ ハリのある審査である。

### a 厳格基準・中間基準の場合

目的審査において、厳格基準は目的が真にやむを得ないものであることを要求するのに対し、中間基準は目的が重要といえればよい。

一方,手段審査においては,厳格基準も中間基準も,同じく②手段の必要性を重点的に審査する。目的を達成するための手段による権利制約の程度が必要最小限度といえるか,より効果的かつより制限的でない手段や,等しく効果的かつより制限的でない手段があるのではないかを審査する。

厳格基準や中間基準の場合、法益を保護するために強力な制限を加えていることから、ほとんどの場合において①手段の適合性があることは前提となっている。

したがって、厳格基準や中間基準の場合には、①手段の適合性は当然に認められる ものとして、審査しないことが多い。重点を置いて審査すべきは、アメリカ型の場合 には②手段の必要性のみ、ドイツ型の場合には②手段の必要性と③狭義の比例性で ある。

# ◆狭義の比例性審査の存在意義

#### 1 審査の観点の違い

②手段の必要性を重点的に審査する基準(ex 厳格な合理性の基準, LRAの基準)と,③狭義の比例性を重点的に審査する基準(ex 明らかな差し迫った危険の基準)を比較すると,どちらも手段の合憲性を厳格に(実質的に)審査するという点で共通している。両者の違いは,審査の観点にある。

前者は、**他の手段との比較**という観点から、立法者の採用した手段が必要最小限といえるかを 審査するものである。すなわち、採り得る手段が**複数ある**ことを前提とする審査である。

後者は、法益が侵害される危険発生の蓋然性の有無・程度という観点から、ある特定の手段を 正当化するために生命・身体等の極めて重要な法益に対する明らかな差し迫った危険が認められ るかを審査するものである。すなわち、採り得る手段が1つしかないことを前提とする審査であ る。

# 2 最後の砦としての役割

②手段の必要性審査と③狭義の比例性審査のどちらを行うべきかは、次のように考えられる。 大きく分けると、⑦②と③が表裏の関係にあり、**どちらで審査しても実質的には差異がない**場合と、①手段の必要性審査が空転し、**最後の砦として特定手段の正当化審査が行われる**場合がある。⑦の場合には、単に説明の仕方の違いに過ぎないといえる。理解しておくべきは、①の場合である。

例えば、テロ対策のために通信傍受ができる法令があるとする。テロから国民の生命、身体又は 財産等を守るという目的は、真にやむを得ないものである。次に、通信傍受という手段は、目的達 成のために①適合的な手段であり、かつ、他に同じだけ実効性のある手段は存在しないから②手 段の必要性も認められる。しかし、テロの危険が切迫しているのであればともかく、単に「おそれ がある」という段階では、強力すぎる手段の投入は狭義の比例性を欠き、違憲となる。

狭義の比例性は、憲法上の権利に対する制限の強度、発生し得る損害の重大性、危険発生の蓋 然性という3つの要素の均衡を求めるものであり、仮に発生し得る損害が重大でも、具体的な危 険がない段階では、重要な憲法上の権利に対する強力な制限は均衡を欠くことになる。

# b 緩やかな基準の場合

緩やかな基準の場合は、①手段の適合性のみ審査する。立法府に広範な裁量が認められることから、②手段の必要性や③狭義の比例性は審査しない。

# ◆関連性の意味

緩やかな基準の類型の1つとして合理性の基準がある。これは、目的と手段の間に**合理的関連性があるか**を問うものである。

一方、中間基準の類型の1つとして厳格な合理性の基準がある。これは目的と手段の間に**実質的関連性があるか**を問うものである。

①手段の適合性が認められる場合,目的と手段の間に合理的関連性があるという。一方,①手段の適合性に加えて②手段の必要性も認められる場合,目的と手段の間に実質的関連性があるという。

#### Ⅱ 適用違憲の場合

#### i 適用違憲の意義

適用違憲とは、法令が**当該事件に適用される限りにおいて**違憲と評価する違憲判決の 手法である。

法令違憲において、目的手段審査の際に考慮される事実は立法事実である。これに対し、適用違憲において、解釈・運用の適否の審査の際に考慮される事実は司法事実である。司法事実とは、**当該事案において、誰が、誰に対して、何を、いつ、どこで、どうしたか**(5W1H)に関する事実である。すなわち、法的三段論法において小前提に該当する事実であり、法適用の際に考慮される具体的な事実である。

なお, 法令違憲の際に司法事実を検討したり, 適用違憲の際に立法事実を検討したり してはならない。これを誤ると、審査の枠組みを正確に理解していないとみなされる。

# ii 適用違憲の類型

適用違憲には、次の4つの類型があるとされる。

#### ◆適用違憲の4類型

- ① 法令そのものの合憲性に問題はないが、その解釈・適用の仕方が憲法に抵触する場合
- ② 法令そのものの合憲性に問題はないが、その法令を実施する手続が問題となる場合
- ③ 合憲限定解釈が可能であるにもかかわらず、限定解釈をせずに法令を適用したことに対して、 その適用行為を違憲とする場合
- ④ 合憲限定解釈が不可能な場合に、「その法令を本件に適用した限りにおいて違憲である」とする場合

もっとも、理解しておくべきは、①と③である。①は、法令違憲があまり問題とならない法律による具体化が必要な権利等の審査方法として用いられる。③は、法令違憲も問題となり得る消極的自由権や包括的基本権の審査方法として用いられる。

②は、行政法における手続上の違法と同様に考えればよいと思われる。ある法令を適用する際に手続を適切に履践しなかったので、手続上違憲であるということになるだろう。

④は、判例上見受けられる表現(全農林警職法事件判決中の田中二郎ら5裁判官意見参照。)ではあるが、具体的にどういった場合が④に該当するのか明らかでない。司法試験のレベルでは、④を理解しておく必要はないと思われる。

# iii 合憲限定解釈=憲法適合的解釈

#### A 意義

合憲限定解釈とは、ある法令の規定に複数の解釈の可能性がある場合、そのうちで 憲法に最もよく適合する解釈を選択すべしという解釈手法である。消極的自由権の場 合、憲法に最も適合的な法令の解釈は権利・自由の制限の範囲が最も狭い解釈であるた め、合憲「限定」解釈と呼ばれる。ドイツでは、憲法適合的解釈と呼ばれる。以下では、 憲法適合的解釈という。

#### B 手法

#### a 対象

憲法適合的解釈の対象は、どのような場合に憲法上の権利を制限し得るかを定めた法令の文言である。法令の条項は、①どのような場合に(要件)、②どのような制限をするか(効果)という2つの要素から成り立っているが、主に対象となるのは①である。

ここから分かるように、憲法適合的解釈とは、憲法上の権利を制限する法令が**適用 される場合を限定する**ものである。限定した場合に該当するならば、当該法令を適用 することは正当化されるので、合憲である。一方、限定した場合に該当しないならば、 当該法令を適用することは正当化されないので、違憲である。

### b 基準

憲法適合的解釈の基準, すなわち, 当該法令の文言をどこまで限定的に解釈するかは, 法令違憲の違憲審査基準定立の場面と同様に, 憲法上の権利の重要性(及びそれに対する制限の態様・程度)に応じて判断すべきである。重要な憲法上の権利に対する強力な制限が問題となっている場合には, 特に適用できる場合を限定するように解釈すべきである。

### c 具体例

憲法適合的解釈が行われた具体例としては、泉佐野市民会館事件判決が挙げられる。解釈の対象となったのは、「公の秩序をみだすおそれがある場合」という条例の 文言である。また、解釈の基準となるのは、集会の自由(及びそれに対する制限(市 民会館で適法に集会ができない))である。

最高裁は、「集会の自由に対する制約は、基本的人権のうち精神的自由を誓約する ものであるから、経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下に衡量されなけ ればならない」とし、「公の秩序」については「人の生命、身体又は財産が侵害」さ れること、「おそれ」については「明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見さ れる」ことという限定を加えた。これにより、利用申込みが競合した場合を除き、市 民会館の使用を拒否できる場合はかなり限定的になった。その結果、このような限定 的な場合に該当するならば、条例を適用して市民会館の利用を拒否することは正当 化され、合憲である。一方、このような限定的な場合に該当しないのならば、条例を 適用して市民会館の利用を拒否することは正当化されず、違憲である。

#### C 限界

憲法適合的解釈は、法令の「解釈」であって、立法行為ではない。したがって、法律の文言及び立法目的を超えた解釈にまで至ると司法による法律の改変となり、法令の予見可能性も失わせることになるため許されない。

憲法適合的解釈の限界について,税関検査事件判決は,次の2基準を提示している。

### ◆憲法適合的解釈(合憲限定解釈)の限界に関する基準

- ① その解釈により、規制の対象となるものとそうでないものとが明確に区別され、かつ、合憲的に 規制し得るもののみが規制の対象となることが明らかにされる場合であること。
- ② 一般国民の理解において、具体的場合に当該表現物が規制の対象となるかどうかの判断を可能ならしめるような基準をその規定から読み取ることができるものであること。

税関検査事件判決では、関税定率法21条1項3号の「風俗を害すべき書籍、図画」という文言の憲法適合的解釈が問題となった。多数意見は、当該文言をわいせつな書籍、図画の意味に限定的に解釈した。一方、反対意見は、そのような限定解釈は、通常の判断能力を有する一般人に可能であるとは考えられないと、多数意見を批判した。

- ⑦ どれだけ厳格に審査するのか
  - I 最高裁判例が採用している定式

最高裁判例は,**重要な権利**に対する**強力な制限**であれば,特段の事情がない限り,**厳格に** 審査するという定式を採用している。

Ⅱ 審査基準が緩和される場合

この定式から外れるものは、審査基準が緩和される。

i 権利の観点から緩和される場合

権利としての重要性が劣る場合,権利そのものでなく「尊重に値するもの」にすぎない場合,当該憲法規定の直接の規律対象外の事項が問題となる場合については,審査基準が緩和される。

ii 制限の観点から緩和される場合

憲法上の権利に対する制限が軽微な場合、制限が間接的・付随的なものにすぎない場合については、審査基準が緩和される。

iii 立法裁量を尊重すべき事情があることから緩和される場合

重要な憲法上の権利に対する強力な制限であるが、立法裁量を尊重すべき例外的な事情が認められる場合、審査基準が緩和される。例えば、積極目的の規制の場合や税法の領域が問題となる場合がある。

iv その他の理由で緩和される場合

例えば、主体が特別な場合(未成年、外国人、公務員、在監者など)や一定の制度を前提とした憲法上の権利が問題となる場合などには、審査基準が緩和される。

### 第3 判例に基づく主張の重要性

- 1 試験委員が求めていること
  - (1) 試験委員が求めているのは、主張反論型の問題では、「原告の立場と被告の立場の主張を対立させて争点整理を行い、それによって形成された争点について自説を示す」ということだと思われる。また、リーガル・オピニオン型の問題では、「原告の立場と被告の立場から想定される争点を考えて、その想定される争点について自説を示す」ことだと思われる。どのような形式であっても、要求されるのは**争点を意識した論述**である。

なぜこのような思考方法が求められているのか。それは、**現実の訴訟も、各当事者の主張を対立 させて争点整理を行い、それによって形成された争点について裁判所が判断を下している**からだ と思われる。この点は、民事事件でも、刑事事件でも同様である。

(2) 民事訴訟を例にとって説明する。民事訴訟では、各当事者が主張した事実について、他方当事者による認否が行われて、争点が形成されていくことになる。

例えば、貸金返還請求訴訟において、原告が、請求原因として、「原告は、被告に対し、200 万円を貸し付けた。」と主張したのに対し、被告が、「確かに200万円は被告から受け取ったが、 それは贈与の趣旨で受け取ったものである。」と反論したとする。

一般に、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権の要件事実は、⑦金銭の交付と⑦返還の合意であると考えられているところ、この被告の主張によって、被告は、⑦は認めるが、⑦は否認するという認否をしたということが明らかになる。

⑦については自白が成立しているから、当事者間に争いがない事実として、裁判所はそのまま判決の基礎とすることになる。一方、⑦については双方の主張が対立している争いのある事実であるため、裁判所は証拠によって認定しなければならない。したがって、この訴訟における争点は、⑦ということになる。

これは、裁判所は、①については判断を示す必要があるが、②については全く判断を示す必要はないということを意味する。

(3) 憲法の答案も、これと同じだと思われる。「争点を意識した意見」を述べるというのは、**争点整理によって当事者間に争いがあるところを見つけ出して、その争いのあるところだけについて判断を示せばよい**ということを意味している。

試験委員は、争いのあるところだけをメリハリをつけて論じることを求めているので、全ての要素 {保護範囲、制限、正当化(審査基準、目的、手段)} について、争いのないところも含めて均一に論じると、非常に悪い印象を与えてしまう。

# ◆試験委員が求めていること

- 1 争点整理によって当事者間に争いがあるところ(=争点)を見つけ出す。
- 2 争点について、自説の結論と理由を述べる。

# 2 争点整理の方法

(1) では、憲法答案における争点整理はどのように行うべきか。

先ほどと同様に、民事訴訟の例で説明する。民事訴訟では、要件事実論をベースに、当事者の主張が組み立てられ、これに対する認否を経て、争点が整理されていく。**要件事実論は、基本的に、民法等の実体法の最高裁判例の考え方に基づいている**。最高裁判例の考え方を考慮せずに、有力ではない学説や独自説をもとに要件事実を組み立てても、民事訴訟では、主張自体失当として排斥

そうだとすれば、憲法答案における争点整理も、**憲法の基本的な判例の考え方に基づいて、その考え方を軸として、当事者の主張を組み立てて争点を整理すべき**である。司法試験は、「実務家登用試験」なのだから、判例実務の考え方を参考に議論を展開した方が、確実に高得点が狙える。

(2) この点は、平成28年司法試験の採点実感では、次のように言及されている。

### ◆平成28年の採点実感

されてしまう。

「参考となる判例の射程を正確に理解し、本問事例との相違を指摘しつつ議論の展開を可能な限り判例に基づいたものにしようとする答案は、論述も説得的なものとなり、評価が高かった。」

また、憲法ガールにおいても、次のように指摘されている。

# ◆憲法ガールの指摘

- 1 「最高裁の判例を用いて主張したほうが実務家らしいし、本問でも説得力が出る。」
- 2 「判例を起点にすることで、地に足のついた議論が可能になる。」
  - (3) 以下では、平成23年の司法試験をもとに、具体的に検討する。

原告は、博多駅事件を参考に、インターネット上で地図検索システムを提供する権利は、報道の 自由と同じく、事実を伝達する自由として、憲法21条1項によって保障されると主張すると考え られる。

### 2023年度 明大法曹会 過去問ゼミ

これに対し、被告としては、報道の自由という事実を伝達する自由は、あくまでも国政に関する 情報を国民に提供するマスメディアだけに保障されたものであって、それ以外の企業や国民には 保障されないと反論すると考えられる。

そして,自説においては,現代社会においてインターネットが発達したことから,誰でも情報提供の主体になり得るという事実を踏まえた上で,原告と被告のどちらの主張が認められるかを論じていくことになると考えられる。

#### 3 事案の事実関係をもとにした主張

- (1) 以上の平成23年の司法試験の例を見ればわかるように、各当事者の主張は、憲法のキーワードだけを並べた抽象的なものではなく、事案の事実関係をもとにした具体的なものでなければならない。「自己実現」、「自己統治」、「人格的生存に不可欠」、「民主制の過程に不可欠」といったような抽象的なキーワードを使用してもよいが、その場合には、なぜ「自己実現」に資するのかといった、より具体的な事実関係に基づく論述が要求される。
- (2) これも、司法試験が「実務家登用試験」であることが関係している。

弁護士は、実際の裁判において、抽象論だけを主張していても裁判官を説得できない。具体的な 事実に基づいた主張の方が、わかりやすく、説得的である。裁判官は、事実と証拠に基づかない主 張を本当に嫌がる。そのような主張では、事実関係が明らかになっていないため、判断のしようが ないからである。

(3) ここでも、先ほどの民事訴訟の例で説明する。実際の民事訴訟においては、要件事実を具体的に主張することが要求される。司法研修所では、事案に即して要件事実を具体的に記載しろと指導される。それにもかかわらず、⑦金銭の交付、⑦返還の合意といったように抽象的に要件事実を記載すると、全く評価されないし、教官にもそのように記載するなと厳しく指導される。そうではなく、「原告は、被告との間で、〇年〇月〇日、300万円を貸すという合意をし、同日、被告名義の〇〇銀行の普通預金口座に300万円を振り込んだ。」といったように、その事案に応じた要件事実を、具体的に記載しなければならない。

憲法の答案でも同じである。**原告の主張も,被告の反論も,自説も,必ずその事案の事実関係に基づいたものでなければ,全く評価されない**。憲法の答案で点を取りたいのであれば,抽象的な主張をやめて,その事案の事実関係に基づく具体的な主張を展開するしかない。

#### ◆事実関係をもとにした主張

- 1 抽象的なキーワードだけを書いて終わりにしない。
- 2 事案の具体的な事実関係に基づいて、原告の主張も、被告の反論も、自説も論じる。
- →要件事実論の発想

# 2023年度 明大法曹会 過去問ゼミ

# 4 判例を勉強する際に注意すべきこと

以上から分かるように、争点を整理したり、事実に基づく説得力のある主張を展開したりするためには、判例に基づいて考えることが極めて重要である。

判例に基づいて考えることができるようになるためには、普段から、判例を勉強する際に、判旨だけでなく事実関係も含めて整理して理解しておく必要がある。**いつ、どこで、誰が、誰の権利・自由を、どのような方法・態様で制限しているか**、というように、5W1Hに基づいて事実関係を整理しておくべきである。

#### 5 学説について

念のため注意しておくと、いくら判例が重要だからといって、学説の勉強をおろそかにしてはならない。判例がない分野については、学説の考え方に基づいて主張を組み立てる必要に迫られる場合もあるからである。

以上

# 【参考文献】

- ・小山剛「『憲法上の権利』の作法」
- ・安西文雄ほか「憲法学読本第3版」
- ・大島義則「憲法ガール」
- ・渡辺康行ほか「憲法 I 基本権」

担当:弁護士 伊奈達也

# ◆第1問

2021年8月頃、性犯罪者の再犯防止を目的として、性犯罪者継続監視法 (以下「監視法」という。)が制定された。同法では、刑法176条から第18 1条まで(強制わいせつ、強制性交等罪、準強制わいせつ及び準強制性交等罪、 監護者わいせつ及び監護者性交等罪、未遂罪、強制わいせつ等致傷罪)の罪によ り確定判決(その刑の執行猶予の言渡しをするものを除く。)を受けた者が、再 び性犯罪を行うおそれが大きいと認められる場合には、検察官の申立てに基づ く裁判所の決定により、20年以内の期間を定めて、当該確定判決を受けた者が 刑期満了、仮釈放等により刑事施設(刑務所)から釈放された日から、その者の 継続監視を行うこととされた。

継続監視とは、監視対象者の体内に埋設された位置情報発信装置(GPS)から送信される位置情報を警察において継続的に取得して監視対象者の現在地を把握することをいう。これを実施するため、警察署には、管轄地域の地図を表示する大型モニターが導入され、同モニターには、監視対象者の現在地が表示されるとともに、同人の前科等の参考情報が表示され、同人が性犯罪やその準備行為を行っている疑いがある場合には警察官が現場に急行できる態勢が整えられた。

監視法が施行された後、B検察官は、A裁判所に対し、複数の強制わいせつの前科のある甲について同法に基づき継続監視を行う旨の決定をすることを求める申立てを行った。甲は、同決定がされるのを防ぐため、C弁護士に相談した。検討の結果、監視法自体が違憲であると主張することになった。

# 1 設問1

- (1) 監視法自体が違憲であると主張するに当たり、C弁護士は、監視法によってどのような甲の憲法上の権利ないし自由が制約されていると主張すべきか。
- (2) C弁護士は、監視法により(1)の甲の憲法上の権利ないし自由が「強く」制約されていると主張したい。どのような理由により「強く」制約されていると主張すべきか。

# 2 設問2

設問1における検討を前提とした場合、どのような基準(違憲審査基準)によって設問1(1)の甲の憲法上の権利ないし自由に対する制約の違憲性を審査すべきか。

### 3 設問3

- (1) B検察官は、監視法の目的は真にやむを得ない(もしくは重要な)ものと主張したい。どのような理由により真にやむを得ない(もしくは重要な)ものと主張すべきか。
- (2) C弁護士が調査したところ、性犯罪の再犯率は他の犯罪類型に比べて特に高いものではないことが判明した。かかる事実に基づき、C弁護士は、 性犯罪に限って継続監視を行うことは正当化されないと考えた。

このような事実及びC弁護士の考えを前提とした場合、どのような理由 により監視法の目的が真にやむを得ない(重要な)ものとはいえないと主 張すべきか。

#### 4 設問4

C弁護士は、監視法による設問 1 (1)の甲の憲法上の権利ないし自由に対する制約は、目的を達成するための手段として必要最小限のものといえないと主張したい。どのような理由に基づいて必要最小限のものとはいえないと主張すべきか。

# 5 設問5

監視法による設問 1 (1)の甲の憲法上の権利ないし自由に対する制約が必要最小限のものと A 裁判所に認められてしまった場合に備え、 C 弁護士は、継続監視という手段により得られる利益と失われる利益が均衡していないと主張することにした。どのような理由に基づいて均衡していないと主張すべきか。

担当:弁護士 伊奈達也

# 第1 設問1

- 1 小問(1)
  - (1) C弁護士は、監視法によって、<u>Aの国家による継続監視により位置情報を収集されない自由としてのプライバシー権</u>(憲法13条後段、以下「本件自由」という。)が制約されていると主張すべきである。

権利の内容は自 分で特定する。

(2) 憲法13条後段は、社会の変化により保護の必要性が生じた、新たな権利のうち、人格的生存(人が自分らしく生きること) に不可欠な権利を包括的に保障している。

国家により国民の情報が大量に収集・管理されるようになった現代では、もはや些細な情報はなく、大量の情報の分析により個人の内面に迫ることも可能である。このような個人の内面に関わる情報が、国家により不当な目的で使用されたり漏えいされたりする危険もある。その結果、国家による情報収集をおそれて、国民の自由な意思決定や行動が不当に制限され、人格的生存が著しく困難になる可能性がある。したがって、国家により国民の情報が収集されない自由としてのプライバシー権(以下「本件権利」という。)は、人格的生存に不可欠な権利の一つとして憲法13条後段により保障されると考える。

13条後段の保 障範囲を論じる。 包括的基本権の 保障範囲は、憲法 上保障されて明 るか否かが可ない ため、厚く論じる 必要がある。

判例も、警察官による公道上での写真撮影が問題となった事 案において、「容ぼう等・姿態を撮影されない自由」が憲法1 3条後段により保障されることを認めた。容ぼう等は個人を特 定するための情報であるから、判例は、本件権利が憲法13条 後段により保障されていることを認めたものといえる。

現在どこにいるかという位置情報も、容ぼう等と同様に国民の情報である。したがって、本件自由も、容ぼう等・姿態を撮影されない自由と同様に、本件の一種として憲法13条後段により保障されているといえる。

体内に埋設されたGPSにより監視対象者の位置情報が継続的に取得されるとすれば、監視対象者は、自己の位置情報が警察に把握されることをおそれて、自由に行動できなくなり、自分らしく生きることができなくなる。

したがって、Aの本件自由は、本件権利の一種として憲法1

判例に言及する。

3条後段により保障されており、監視法によって本件自由が 制約されるといえる。

# 2 小間(2)

C弁護士は、次の理由によりAの本件自由が「強く」制約され、 ていると主張すべきである。

監視法は、監視対象者の体内にGPSを埋め込むことでその位置情報を把握することを可能とする。体内に埋設されたGPSは、監視対象者が自分で体外に排出することは極めて困難と考えられる。このような自分で取り外しが出来ない機器により自分の位置情報を収集されるとすれば、毎日継続的に自分の位置情報を収集され続けることになるから、本件自由に対する制約は極めて強いといえる。

第2 設問2

本件自由のような重要な自由に対するこのような強力な制約、 の違憲性は、厳格な基準によって審査すべきである。具体的には、 目的が真にやむを得ないものか、手段が目的達成のために必要最 小限といえるかという2つの観点から審査すべきである。

第3 設問3

1 小間(1)

B検察官は、以下の理由により、監視法の目的は真にやむを得ないものと主張すべきである。

監視法の目的は、性犯罪者による性犯罪の再発を防止して、被害者の性的自由及び身体・生命の安全を保護することにある。この点、自分に被害が生じる薬物犯や、被害が金銭で回復できる財産犯などと異なり、性犯罪は、被害者に一生消えないトラウマを残し、結婚や異性との交際はおろか通常の社会生活さえまともにできない状況に追い込む犯罪類型であり、その被害から立ち直ることは極めて困難である。

このような性犯罪の特殊性を考慮すると、監視法の目的は真に やむを得ないものといえる。

# 2 小間(2)

C弁護士は、以下の理由により、監視法の目的は真にやむを得ないものとはいえないと主張すべきである。

規制態様を論じ る。

厳格審査にしたが、理由が説得的であれば、中間審査でも構わない。

目的が真にやむ を得ない理由に ついて厚く論じ る。 性犯罪の再犯率は、他の犯罪類型に比べて特に高いものではない。そうすると、性犯罪者が再び性犯罪を犯すことが確実視されるというような状況にないのであるから、現段階で法を制定してまで被害者の性的自由及び身体・生命の安全を保護する切迫した必要性や緊急性がない。

したがって、<u>目的を支える立法事実が存在せず</u>、目的は真にやく むを得ないものとはいえない。

# 第4 設問4

C弁護士は、以下の理由により、監視法による制約が目的を達成するための手段として必要最小限のものといえないと主張すべきである。

監視法の目的は、監視対象者に複数の保護司を付けて24時間 体制で監視対象者の行動を監視させたり、専門機関が実施する再 犯防止プログラムの受講を義務付けるという、より制限的でない 方法によっても同程度に達成できる。

また、監視法は、最大で20年間もの長期にわたり継続監視することを可能とする。これでは、あまりにも継続監視が許容される期間が長すぎて、目的達成のために不必要な継続監視が行われる危険がある。

したがって、手段が目的達成のために必要最小限とはいえない。 第5 設問5

C弁護士は、以下の理由により、継続監視という手段により得られる利益と失われる利益が均衡していないと主張すべきである。

規制により得られる利益と失われる利益の均衡を厳格に審査、 すれば、重要な憲法上の権利に対する強力な制約を正当化するに は、この制約により保護される法益が重要でなければならないこ とに加えて、法益に対する明らかな差し迫った危険が存在しなけ ればならない。仮に保護される法益が重要であっても、危険発生 の蓋然性が低いのであれば、重要な憲法上の権利に対する強力な 制限と釣り合いが取れないからである。

監視法は、継続監視ができる場合について、「再び性犯罪を行うおそれが大きいと認めるとき」としているだけで、そのおそれ

保護法益が害される危険の蓋然性について論じる。

立法事実については、憲法学読本 【第3版】p339 参照。

手段の合理性があることを前提に、手段の必要性について論じる。 ①同程度について論じるができ、②より制限的な手段があるか否か。

狭義の比例性に ついて論じる。 が差し迫ったものであることを要求していない。前述のとおり監 視対象者に対する制約が極めて強いことからすると、性犯罪によ り被害者の性的自由及び身体・生命が害される危険が差し迫って いる場合でなければ、継続監視を行うことは正当化されないと考 えるべきである。

したがって、継続監視という手段により得られる利益と失われる利益が均衡していない。

保護法益が害される危険の蓋然性について論じる。

以上

担当:弁護士 伊奈達也